

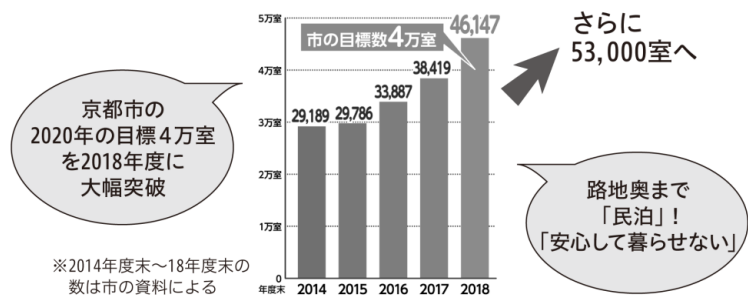
京都市長選挙にむけた「京都総評の要求と提言」(案)

1. こんな京都市でいいのでしょうか？

(1) オーバーツーリズムのもとで拡大する“格差と貧困”

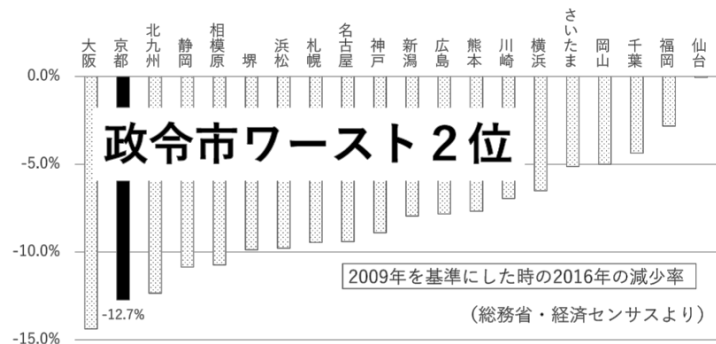
いま京都市は観光インバウンド優先で、市民の貴重な財産である学校跡地を提供してまでホテルを誘致し、オーバーツーリズムや「観光公害」を引き起こしているながら、観光消費額1兆3千億円・雇用創出効果約15万8千人とその経済効果を謳っています。しかし、旅行客の支出のほとんどが、海外・東京・大阪の企業に振り向けられており地域経済の活性化にはつながっていません。創出されたという雇用も非正規雇用が大半です。京都に暮らし営業する庶民にとっては「実感がない」どころか、京都の経済と働く者の暮らしが崖っぷちにたたされています。

京都市内の宿泊施設の客室数



この間の個人企業の倒産117件と倒産件数だけみると減少しており、京都市は「景気復調」といっていますが、休業業と解散740件を加えると、これまでにない減少になっています。中小零細業者を中心とした事業所数の減少率は大阪市に続いて政令市ワースト第2位(△12.7%)となっています。

事業所の減少率

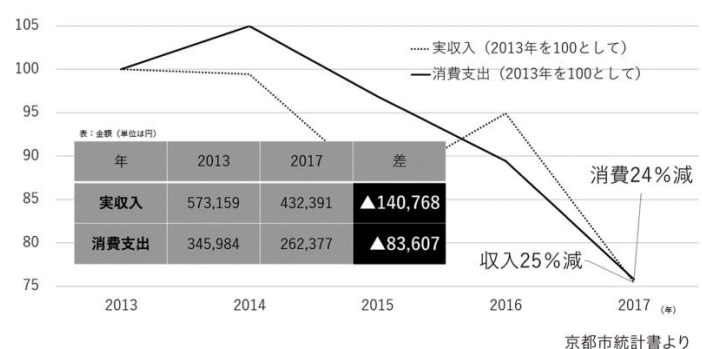


中小企業融資は、2008年は15,969件3,500億円だったものが、2016年には4,119件751億円と激減しています。借りても返す当てがない、将来の展望が持てないというのが、中小企業・伝統地場産業の実態です。

京都の実体経済の柱は、中小零細企業を中心としたモノ作りです。にもかかわらず、元気な企業や先端産業は応援するが、中小企業・伝統地場産業は置いてきぼりというこれまでの市の経済政策のツケで、地域経済は落ち込んだままで、実感も数字も京都の景気は後退局面です。

京都市内の雇用者の報酬も2006年から2015年で550億円も減少しています。非正規雇用率は42.0%と政令指定

勤労者世帯1世帯当たり1か月間の収入も支出も大幅減

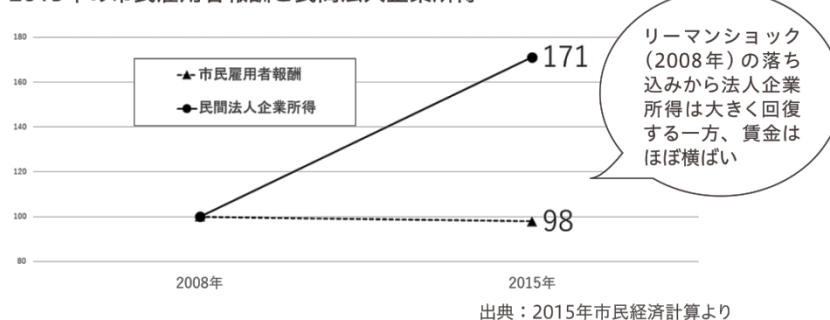


都市でワースト1位、最低賃金の影響率は2014年13%から直近の2019年には18%にまで拡大し、6人に1人が最低賃金ぎりぎりの水準です。非正規の低賃金労働は、家計補助主体から主たる生計維持者となっており、深刻な状況がすすんでいます。

その一方で、京都の大企業10社の内部留保は、2013年の5兆7千億円から2017年には7兆3千億円と、わずか4年で1兆6千億円も増やしています。

そのうえ、企業にもうけの場を差し出し市民サービスという市役所の役割を放棄する市政運営が進められています。介護保険認定給付事務を集約して民間に委託するため130人嘱託員全

2008年を100としたときの
2015年の市民雇用者報酬と民間法人企業所得



員を雇止めする計画に対しては、労働組合にとどまらず利用者や介護事業所、介護認定審査会にかかわる医師からも反対の声が上がっています。

7月から実施の戸籍・住民票の郵便請求事務の民間委託は大幅な遅れを発生されています。人材を確保して雇用せず、非正規・派遣労働者だのみの事業者に対して、住民サービスを守る視点からのチェックを何ら果していません。「安かろう悪かろう」の行政サービス、官製ワーキングプアを量産する市政は許せません。

この間、地域に京都市の仕事を回して地域経済を活性化させるという公契約基本条例の理念さえかなぐり捨て、東京・大阪など他都市の企業を呼び込む姿があらわになっています。多くの労働者や青年の声に背を向け賃金条項を設けていない公契約基本条例ですが、京都総評の公契約実態調査では、最低賃金、設計労務単価の引き上げを含む社会的諸条件に、京都の賃金上昇率は、ほぼ一致していることが明らかになりました。公契約のもとで働く労働者の賃金は、社会的要因による上昇の範囲内であり、抜本的に改善されたとは言えず、「公共の仕事がワーキングプアを作り出す」構造が京都市で変化したとは言えません。公契約基本条例の意義そのものが問われています。

(2) 住民要求に背を向ける京都市政

格差と貧困が拡大するなか、市民のいのちと暮らしを守るとい自治体が本来、果たすべき役割を發揮することがますます重要になっています。

ところが、いまの市政は切実な市民の声に背をむけ、福祉や子育て施策での市の責任を後退させています。

子どもの医療費支給制度では、京都府の制度に上乘せしていないのは京都市だけと、水準も全国最低レベルになっています。全国ではあたり前になっている中学校給食については、小学校のような全員制の給食の願いを拒否し、府内でも実施していない自治体は京都市と亀岡市だ

けで、「選択制弁当」「デリバリー弁当」等の喫食率はわずかに27.8%にすぎません。少人数学級の取り組みは、門川市政になって11年間一度も改善されていません。その一方で、学校統廃合をすすめ、コストカットを進めています。

市民にとって一番身近な区役所・支所の空洞化ともいえる人員削減が進んでいます。区役所・福祉事務所・保健センターの職員数は2008年には3,066人だったものが、2018年には2,332人と734人（23.9%）削減され、この3年間だけでも393人と急激に削減されています。今年度末でさらに216人削減され、区役所・支所がいつそう市民から遠くなり、利便性の低下にとどまらず、防災や相談機能の低下が危惧されています。

(3) 安倍政治の推進役となった京都市政

京都市が、安倍内閣の要望に応え、市内の若者の個人情報やタックシールに打ち出し自衛隊に提供したことは、安保健法の下で市民を海外の戦争に駆り出すものにほかならず、市民からも大きな批判が生まれています。市は海外での戦闘の可能性を認めながらも居直り、市民のいのちと安全を守るという自治体の役割を放棄するものです。門川市長は「(反対派とは) 土台が違う」と発言し、意見の違いそのものを切り捨て、自治体のトップとしての資質が問われています。

保育所や福祉施設の民間化やゴミ収集業務の民間委託などを積極的に進めてきた京都市政ですが、介護保険認定給付事務や戸籍・住民票の郵便請求事務の民間委託にみられるように、わざわざ一つの仕事を切り分けて企業にもうけの場を提供しようとしています。「民間でできることは民間で」と安倍政権が提唱する公務・公共サービスの産業化の旗を振り、自治体戦略2040構想の先取りともなる区役所窓口業務の民間化の検討も進めています。

消費税増税に際して公共料金への転嫁を当然視する姿勢をみても、市民の暮らしを顧みず自治体本来の役割である住民福祉の向上を二の次、三の次にして、安倍政権の方針を率先して市に持ち込むという今の市政の特質を如実に表しています。

2. 京都市政転換の5つの基本方向

市政の行き詰まりと市民との矛盾は、かつてなく深くなっています。それだけに、聞く耳をもたない市政運営がいつそう強まっています。このことは同時に、切実な要求運動と一体に市政転換の訴えが届けば市長選勝利の展望が開くことを示しています。京都総評が考える市政転

府内でもっとも遅れる子どもの医療費の無料化



◎ 区役所の正職員数の推移

	2008年度	2018年度	増減
北区役所	241	166	-75
上京区役所	173	137	-36
左京区役所	313	223	-90
中京区役所	213	161	-52
東山区役所	167	112	-55
山科区役所	255	209	-46
下京区役所	210	142	-68
南区役所	260	183	-77
右京区役所	329	259	-70
西京区役所	186	136	-50
洛西支所	109	94	-15
伏見区役所	328	260	-68
深草支所	136	122	-14
醍醐支所	146	128	-18
合計	3,066	2,332	-734

※資料「京都市区政概要」より
2008年は4月22日、2018年は4月18日現在

換の基本方向を5つにまとめて示します。

- 1) 一人ひとりの人権が尊重され、子育て世代や高齢者、介護が必要な家族を抱える人々、外国人労働者やLGBT・SOGIの人々などに行政が寄り添い、応えていく温かい市政に転換する。
- 2) 中小零細企業が京都の地域経済の主役であることを明確にするとともに、そこで働く労働者と事業所を主体とする再生支援へ、京都市政の経済政策を転換する。
- 3) 住民の福祉を向上し、市民負担の軽減と地域経済の再生をめざす努力を政策的、財政的に行う。
- 4) 働く者の懐をあたためるために、地方自治体としてやれることに全力を上げる。
- 5) 呼び込み型・インバウンド優先の政策を、京都の歴史・文化・まちをまもり、循環型の地域経済を築く政策に転換する。

私たちの切実な要求の実現のため、要求型の選挙をつらぬいて、2020年2月に京都市政の転換を実現して、暮らしと働き方を変えましょう。京都から政治の流れを変えましょう。

3. 分野別の要求と提言

(1) 生きいき働き、暮らせる京都市をめざして

① 最低賃金の大幅な引き上げを実現する京都市を…そのためにも、独自の中小企業支援を

京都総評が2018年に行った最低生計費調査（生活実態調査）によると、京都市で若年単身労働者が普通に暮らしていくためには月額24万円以上、時間給にして1,600円以上の賃金が必要であることが明らかになりました。普通の暮らしを保障することは、地域経済の好循環にとって不可欠です。

最低賃金は国の法律に基づく制度であり、京都市として国に引き上げを要望することは当然です。同時に、安倍政権の姿勢が、ランク制による地域間格差の固定化と、貧弱な業務改善助成金によって中小企業淘汰を凶ろうとしているなか、京都市が独自で最低賃金引き上げのための施策を行うことが重要となっています。

すでに、山形県では、国の業務改善助成金とは別に、県独自の助成制度を実施しています。国の制度を前提としており、必要となる中小企業にあまねく支援するという点で不十分さはありますが、自治体が独自に支援策を制定しています。

京都市として、最低賃金引き上げに伴う賃金支払いに特化した直接補助制度を創設し、大幅な最低賃金を引き上げの環境を整えていくことを求めます。

② 「官製ワーキングプア」を生み出さない京都市政を…賃金の下限額をさだめる公契約条例の制定は待ったなし

京都総評は、2018年に京都市における「公契約実態調査」をおこないました。そこで明らかになったことは、京都市が発注する様々な業務のもとで働く労働者の賃金が、委託業務の分野であれば最低賃金に貼りつき、公共工事の分野であれば看過できないまでの設計労務単価との乖離など、「官製ワーキングプア」が生み出される基本構造に何らの変化も見られないことです。現在、京都市は公契約基本条例を制定していますが、賃金の下限額をさだめる条

項（賃金条項）を持たないことがその要因であるは明らかです。賃金条項を持つ公契約条例の制定を求めます。

③ ブラック企業、ブラックバイトをなくし、若者の未来を守る京都市へ

京都市と京都府、京都労働局の三者で構成する「京都ブラックバイト対策協議」が発足し、学生アルバイトの実態調査が行なわれるとともに、学生アルバイトの相談窓口や相談窓口の周知が行なわれてきました。引き続き取り組みの強化と継続を求めます。

新卒採用を行なう各企業には、若者雇用促進法（2015年成立）に基づく就労実態に関する情報提供の徹底、情報提供を求めた応募者（学生）に対する不利益な取扱いをしないことの徹底、正式な内定通知（10月1日以降）の際に、「労働条件通知書」を採用者に渡し透明な労働契約の締結を図ることなどを、京都市として経済団体及び業界団体に申し入れることを求めます。

以上の取り組みを前提としながら、具体的には以下の7点を京都府、労働局、経済団体、業界団体、労働組合と進めることを求めます。

- 1) 京都府とも連携し、京都府下の高校・大学で働くルールに関する学習会の機会を年1回以上設けること。
- 2) 労働相談窓口を周知する印刷物の配布と教育機関内への掲示を徹底すること。
- 3) 公共交通機関や公共施設内等で、労働相談窓口の周知の向上を図ること。
- 4) 京都労働局とも連携して、各企業・事業所に対し学業に支障が生じる働き方や違法行為等に対する改善・是正指導を強化すること。
- 5) 出張労働相談窓口を定期的に大学内や駅ターミナル内に設置するなどして、学生・若者が労働相談しやすい環境を整えること。
- 6) セクハラ・パワハラ・マタハラ等ハラスメントの防止のための企業への啓発と被害者の相談窓口の充実、退職強要禁止の徹底。
- 7) 就職情報サイト企業、有料職業紹介業務企業に対する学生・若者の個人情報保護の徹底。

④ 高齢者が生き生きと働ける京都市へ

「高齢者の生活と仕事、生きがい」を豊かにするために、京都市独自で実施できる、高齢者雇用安定法5条・36条の「援助・育成」のシルバー事業団以外への拡大、地方自治法政令改定による「随意契約」の拡大、賃金条項を持つ公契約条例の制定、生活困窮者自立支援法の具体化などを求めます。また、高齢者や失業者、ホームレスなど就労困難者の就労促進と仕事おこしの取り組みも同時に求めます。

⑤ 住民の安心・安全を守るため、京都市職員の大幅増員で自治体機能の拡充を

- 1) これ以上の「公共サービスの産業化」、民間委託を行わないこと。介護保険の認定給付業務の集約化と関係職員の解雇を直ちにやめること。すでに民間に委託している業務を見直し、京都市直営に戻すことを含め、公務公共業務の充実をめざすことを求めます。
- 2) 行き届いた市民サービスを実現するために、すべての部署の職場の実態を、業務量や住民のニーズに合ったものになっているか検証を行い、職員の必要な増員を求めます。
- 3) 日常的に必要な業務がある職場については、臨時・嘱託員ではなく正規職員に切り替え、

市民サービスの向上へ職員の経験と知識の蓄積を生かすことができる職場づくりを求めます。

⑥ 高すぎる国保料の減額

非正規を中心とする労働者が多く加入している国民健康保険の高すぎる保険料負担は深刻です。高すぎる保険料に対し、全国知事会が1兆円の国費投入で保険料を引き下げを求めています。また、子どもの人数に応じて保険料負担が増加する「均等割」の減免を独自に行っている自治体もあります。京都市として、国に対して公費投入を求めるとともに、均等割の廃止や高額所得者への応分の負担を求めるとともに市として独自にやれることを求めます。

⑦ 災害に強いまちづくり

大規模な自然災害が頻発する中、住民の命と安全を守る自治体の役割が改めて重要性を増しています。これまでの想定を超える被害が拡大する下、ハザードマップの見直しと非難所の安全確保が急務で、地下体育館を避難所にする計画などは論外です。この間の経験をいかした新たなハザードマップに照らした避難場所の再点検と、避難先となる公共施設の安全性の確保に向けた維持・整備が必要です。併せて、住民へ向けたハザードマップ、タイムラインなどの日常的な周知徹底、緊急時の的確な指示、緊急時に備えた物資の備蓄など、京都市としての災害対応の強化のためにも、区役所機能の強化と人員配置を求めます。

市内農家・林家の減少で、農地・山林の荒廃によって治山・治水能力が減退し、災害時の被害を拡大しています。地域の第1次産業を、仕事と生業の保証を軸に、地域づくり、景観保全、治山、治水、安全確保など、様々な政策課題と位置付けて保護育成を図っていくことを求めます。

(2) 中小企業に活気を取りもどし、暮らしやすい京都市を

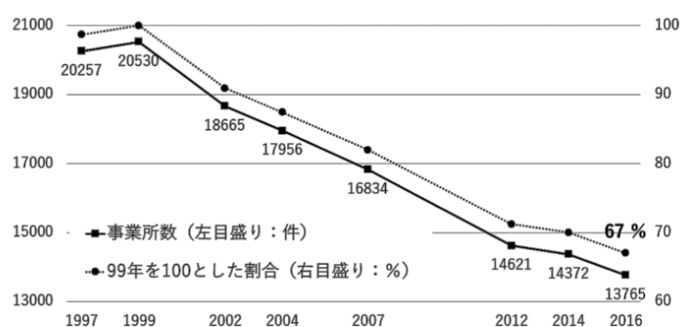
① 「中小企業・地域振興基本条例」の制定で、中小企業と地域に一体的な振興を

京都市の小売店舗は1999年の20,530軒から、2016年には13,765軒（76%）へと大きく減少しています。

また、企業立地促進助成制度の補助金交付企業の上位を大企業が占めているように、現在の京都市の経済施策は中小企業応援の姿勢とはなっていません。

中小企業応援の市政への転換が必要です。しかし、現行の「京都市地域企業の持続的発展の推進に関する条例」（2019年4月施行）は、京都市の責務として「本市は、基本理念にのっとり、地域企業の持続的発展の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施するよう努めなければならない」と定めるのみで、中小企業振興における京都市の役割が明確でなく具体策

京都市の小売業の事業所数 17年間で1/3の小売業が消える



出典：京都市統計書より

もありません。

2010年6月に閣議決定された“中小企業憲章”の立場に立った「中小企業・地域振興基本条例(仮称)」を制定し、地元中小企業支援をはかる財政を含む支援・協力の項目や、製造業、商業、サービス業など、業種ごとに課題解決を図る振興基本計画を策定すること、地域に展開する大企業の責務などを定めることを求めます。

② 市民の安全・安心のためにも地元建設産業の振興を

大規模災害が多発する中で、地元建設業者の役割が高まっています。また、京都市が世界に誇る京町屋をはじめとする伝統的建築物の補修などでも市内の工務店が大きな役割を果たしてきました。しかし、建設産業は、新規入職者の減少のため、産業としての存続そのものが危ぶまれ、国も「新・担い手3法」「建設職人基本法」「働き方改革」など、次々に改善策を打ち出しています。建設産業の次世代の担い手確保のためには、国の取り組みとともに、京都市の積極的な役割が強く求められています。そのために、①発注現場における独自の賃金調査で、実態を把握すること、②京都市発注の工事において、国が「雇用に伴い必要な経費」として示している労務費の41%が、末端の下請業者まで確実に支払われることを見届けること、③住宅リフォーム助成制度、商店リフォーム助成制度の創設を求めます。

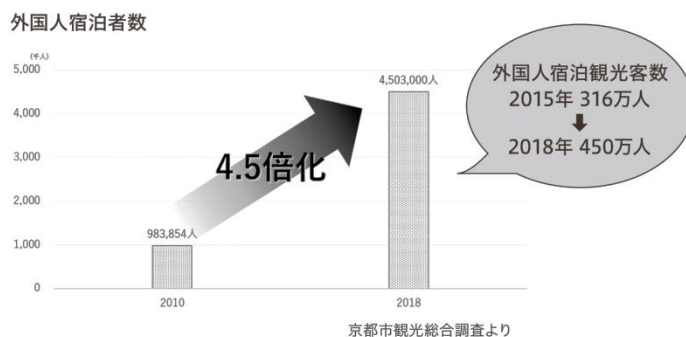
賃金条項を持つ公契約条例の制定は、設計労務単価の上昇をダイレクトに実勢賃金に反映するうえで、もっとも有効です。京都市民の安全・安心を確保し、京都の伝統的な建築物を維持・補修していくために、京都市が担い手確保の取り組みに全力を上げることを求めます。

③ 住んでよし、訪れてよし…調和のとれた新たな観光戦略を

「オーバーツーリズム」「観光公害」をなくし、「住んでよし、訪れてよし」の京都に変えるため、観光客の総量規制を求めます。

民泊を含む簡易宿泊施設は、2015年の696軒から、2017年には2,291軒へと急増(厚生労働省「衛生行政報告」)

しています。市の条例は「住宅宿泊事業法」よりも厳しいと言われていますが、住宅密集地、袋路、マンション等での営業規制や、管理者の常駐や近隣との合意を義務付けが無いなど不十分な点が多く見られ、近隣住民の安心・安全と住環境保全の立場から改善が求められます。外国人観光客による市バスの混雑、パークアンドライドの不徹底など、交通対策の不十分さを改め、市民の足の確保を図ります。北陸新幹線延伸など大型開発優先や、「文化で稼ぐ」路線ではなく、文化と市民生活を優先とした「京都らしさ」を大切にすることをいかに観光戦略に切り替えることを求めます。



(3) 医療・福祉労働者の処遇改善による福祉の充実

① 持続可能な介護事業のために…労働者の処遇改善と事業所支援を

住み続けられる地域を維持していく上で、福祉・介護サービスは不可欠です。しかし、低

額な介護報酬による介護事業所の経営難と、低賃金・重労働による介護労働者不足は深刻です。京都市独自で、「保育モデル給与表」をベースにした福祉労働者賃金制度を創設、事業所運営に対する補助金制度などを創設し、福祉労働者の処遇改善と、事業所の経営支援を求めます。

② 看護師、介護士などの福祉労働者の人員確保で医療・子育て日本一へ

看護師、介護士・保育士などの福祉労働者、医療・福祉分野の人手不足は深刻です。人員確保のため、高校生などへのガイダンスや就職フェアを京都市の主催で開催すること。また、就職後・離職後も働き続けるためのサポート体制を設けることを求めます。

(4) 学び続けられる京都市をめざして

① 学び続けられる京都市へ…市独自の修学支援制度を

大学等修学支援法が成立し、給付型奨学金制度と授業料減免事業の拡充を柱とした施策が実施されますが、対象が住民税非課税世帯など年収380万以下に限られており、多くの中間所得層は対象外であり、引き続き厳しい教育費負担を強いられるだけでなく、これまで授業料減免の対象となっていた所得層が除外されることも危惧されます。

この間、全国の自治体で独自の給付型奨学金制度や返済補助制度が創設される中、「大学のまち京都」に相応しい独自の給付型奨学金制度や返済補助制度の創設が求められており、以下の2点を求めます。

- 1) 返済不要の給付型奨学金制度の創設や奨学金の負債を抱える個人への利子補給制度など、返済者個人に直接行き届く支援制度を確立すること。
- 2) 奨学金返済の相談窓口を設置し、返済者の実態を把握すること。

(5) ハラスメント、長時間労働をなくし、日本一働きやすい京都市を

京都府、京都労働局、労働組合、経済団体、業界団体など、“オール京都”で、真のワークライフバランスを実現するため、以下の点を求めます。

- ① 「京都市ハラスメント根絶宣言」を行い、ハラスメント防止条例を制定すること。
- ② 厚労省の腰痛対策指針にのっとり、京都市独自で指針の全面実施を行うこと、また医療や福祉現場での腰痛対策の要となるノーリフトに積極的にとりくむこと。
- ③ 経済団体、業界団体、労働組合などと連携し、長時間労働をなくすため、京都市が積極的な役割を果たすこと。
 - 1) 日勤労働者よりも心身に過重な負担を受け、がん罹患率が高いと言われる夜勤に従事する労働者の時間外労働を減らし、また、法定以上の割り増し賃金の支給をするように業界団体等へ働きかけること。
 - 2) すべての職場で、一日8時間・週40時間労働が原則とされるよう、長時間・時間外労働改善のための広報を強めること。関係機関や労働組合と共同して“法違反職場ゼロ”の取り組みをすすめること。